

### 第3回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

日 時	平成26年12月15日(月) 15:00~16:45
項 目	地方税の賦課徴収事務に関する特定個人情報ファイルの保有に係る特定個人情報保護評価について(公開審議)
出席者	審査会委員 河原会長、原田委員、櫻井委員、日高委員 財政局税務部税制課 岡野係長、永田職員 総務企画局情報政策室 新貝係長、廣瀬係長、渡邊主任、益地職員
事務局	総務企画局文書館 山本館長、浅野係長、今福職員
傍聴人	0人
内 容	

(税制課) パブリックコメントを踏まえた評価書の変更はありませんでした。

《岡野係長が全項目評価書について説明》

#### I 基本情報について

(審査会委員) 例えば総合収納システムに接続しているシステムとして、宛名システム等とありますが、これは宛名システム自体が庁内連携システムの中に入っているということですか。

(税制課) 庁内連携システムは、北九州市の共通基盤システムであり、2階建ての建物で例えますと、庁内連携システムが1階部分で、その上に税務システム等の2階部分が建っているような仕組みになります。よって、データ連携をする際には、庁内連携システムを通して各システムと連携することになります。

(審査会委員) 6ページの「(別添1)事務の内容」の図を見ると、総合収納システムは税務関係システムを介した形で宛名管理システムとつながっているように見えますが、総合収納システムが直接、宛名管理システムとつながっているわけではなくて、税務関係システムを通じてつながっていると考えてよいのでしょうか。

(税制課) 総合収納システムと宛名管理システムは、税務関係システムを通じず、庁内連携システムなどを介して宛名情報の連携を行っています。本来であれば、ご質問のようなご疑問が出ないよう、図を作成すべきところですが、それらの情報連携を表す線や説明を書き加えますと、他の線と錯綜し、税情報の連携自体がかえって分かりづらくなることから、省略させていただいています。

(審査会委員) 今ご説明いただいたものは全て再委託しないものですか。

(税制課) 9ページの「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」に記載の「システム基盤(オペレーション業務等)」については再委託を行っています。

(審査会委員) 5ページの「6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の欄の※印は、どのような意味があるのですか。

(情報政策室) ※印の項目は、特定個人情報保護評価指針の第6に定められている「重要な変更」に該当する項目です。もしセキュリティ上のリスクが高まる場合は、評価の再実施となります。よって、パブリックコメントと第三者点検をもう一度行わなければなりません。

#### II 特定個人情報ファイルの概要について

(審査会委員) 21~22ページの特定個人情報の提供先は都道府県知事が多いですが、6ページの「地方税の賦課、徴収に関する事務の内容」の図では、国税と連携していることは分かりますが、例えば不動産取得税などに関して県税とは連携していないのですか。

(税制課) 県税とも情報提供ネットワークシステムを介して連携することになります。

- (審査会委員) この図の中に記載はあるのですか。
- (税制課) この図では「他自治体」と簡略化して記載しています。
- (審査会委員) 8ページの「⑦使用の主体」欄の「使用部署」のところは、北九州市の税に  
関係する部署が羅列されているのですか。
- (税制課) 評価書に記載されている評価実施機関の中で、地方税の賦課徴収に関する事務を  
扱う部署を記載しています。
- (審査会委員) 県庁の中で県税を扱う部署は「他自治体」の中に含まれるということですか。
- (税制課) そのとおりです。
- (審査会委員) 12ページの「データエントリー業務」の委託についてですが、対象となる  
本人の数が10万人以上なのに対して、委託先における取扱者数が10人未満となっ  
ています。入力者の数が少ないように思えますが、大丈夫なのでしょうか。
- (税制課) パンチャーの方の入力処理スピードは非常に速いので、この人数で足りています。  
入力情報が漢字で、変換作業が多ければ、もっと多くの人員が必要になるでしょうが、  
主な入力情報は数字なので、処理が速いのだと思います。
- (審査会委員) 入力内容については、別途確認をされているのですか。
- (税制課) 誤入力を防ぐために、二重に入力して突合することで、エラーチェックを行っ  
ています。
- (審査会委員) 入力の元になる紙データの管理はどのように行っていますか。膨大な数を少  
ない人数で処理するので、紛失する危険性はないのでしょうか。
- (税制課) 北九州市では、情報セキュリティ実施手順書を作成しています。その中で、デー  
タの受け渡しの際には受払簿を作成して管理するように決められていますので、チェッ  
クされていると考えています。
- (審査会委員) データを外部に持ち出すことはできないのですか。全て庁舎内で処理するの  
ですか。
- (税制課) 一部は外部で処理しています。
- (情報政策室) 給与支払報告書は市庁舎内でデータに取り込んで、それを電子媒体に移して  
業者に渡しています。渡す際には、先程ご説明した受払簿にサインをする取扱いになっ  
ています。
- (審査会委員) ということは外部に出ているということですか。
- (情報政策室) 外部に出ています。
- (審査会委員) 20ページの「6. 特定個人情報の保管・消去」中の「③消去方法」につい  
て、〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉の②に「ディスク交換やハード更  
改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保  
存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に  
消去する。」とあり、事業者まかせのように思えますが、データが完全に消去されたこ  
とは確認されるのですか。
- (情報政策室) 中間サーバー・プラットフォームの調達は国が行っており、〈中間サーバー・  
プラットフォームにおける措置〉のところは、国が提示した内容を評価書に記載せよと  
いう指示が国からあったので、そのとおりに記載しています。  
どのような手順で完全消去を確認するのかについては、追って国から示されると思  
います。
- (審査会委員) では今のところは、行政が自ら消去するのかといったことは、まだ決まっ  
ていないということですか。
- (情報政策室) 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉については、具体的な取扱

- いがまだ定まっていないということです。
- (審査会委員) 12ページの「データエントリー業務」について、委託事業者には電子媒体でデータを提供することですが、「④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」には「紙」とあります。紙ベースのデータの消去については、ここに記載する必要はないのですか。電子化されたものしか対象ではないのですか。
- (税制課) 紙ベースのデータについても処分しないといけないので、何らかの記述が必要であると思われるので、追記させていただきます。
- 具体的に言いますと、紙ベースのデータについては、文書管理され、保存年限が過ぎれば廃棄するのですが、その際には溶解処理を行っていますので、その旨を追記します。
- (情報政策室) 先程の「データエントリー業務」について補足ですが、業者に紙ベースでデータを渡す際には、紙の枚数を数えて紐綴じにして渡しています。データエントリーの終了後は、それを回収して枚数を再度数えているので、業者による紙の廃棄や消去は発生しません。
- また、給与支払報告書に関して言えば、暗号機能のついた電子媒体で渡しており、データエントリーの終了後、電子媒体は業者から返却されます。従って、データは業者の手元には残らないようになっています。
- (審査会委員) 今のお話は12ページの「委託事項6 データエントリー業務」の中に含まれる事項ですよね。「④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」には、「紙」以外に「電子記録媒体」にも印を付けなければならないのではないのですか。
- (税制課) ご指摘のとおり追記します。
- (審査会委員) 今のお話の内容は、契約書に記載されているのですか。紙の受け渡しの際に枚数を確認しても、それをコピーして返却することもできるのではないのですか。その点についてはどのような取扱いになっているのですか。
- (税制課) その点については、35ページの「委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定」の「規程の内容」をご覧ください。その中でデータの複写等の禁止について定めており、契約に違反した場合の損害賠償請求についても定めています。
- (審査会委員) 一般的なくくりはあるけれど、個々のデータの持ち出し等についてその都度許可を取ることはないということですね。
- (税制課) そのとおりです。各受託業者は、情報セキュリティマネジメントに関して、ISOやJISといった規格の認定を受けていたり、基本方針を定めています。契約を締結する際にそれらを確認していますので、適切なデータ管理を行っていただいていると考えています。その上で、契約違反をした際の事項も書面に明示しているということです。
- (審査会委員) 20ページの「6. 特定個人情報の保管・消去」の「①保管場所」について、「該当システム基盤のサーバログインは、ID/パスワードによる認証が必要」ということですが、生体認証も併せて行うのですか。
- (税制課) 生体認証は現在のところ行っていません。まずIDカードとパスワードで解錠して入室した後、さらにIDカードとパスワードでサーバにログインできる仕組みになっています。
- (審査会委員) 第三者がIDカードを渡されて、パスワードを聞いておけば、入室できますよね。それで十分なのですか。
- (情報政策室) 住基ネットでは生体認証を行っていますが、それ以外のサーバでは基本的にサーバの管理者しかログインできないことになっており、所定の手続の申請があった場合にのみログインできるようになっています。よって、一般の方がIDカードとパスワードを入手してもログインできるわけではありません。

- 生体認証については、今後検討しなければならなくなるかもしれません。
- (審査会委員) 住基よりももっと貴重な個人情報ですよ。ご検討いただきたいと思いますが、これは国からの指示がないと独自の動きができないものなのではないでしょうか。
- (税制課) その点については北九州市独自の取扱いを行えばよいので、国の指示待ちということではありません。
- (審査会委員) 法律を根拠として他の自治体から照会があった際に情報を提供する場合、それが不正に利用されていないかということ、提供した自治体が監督することはできないのですか。
- (税制課) 照会する自治体が中間サーバに情報照会データを送付した際に、中間サーバ側で、照会する自治体が扱える情報なのかのチェックをして、それが適法であれば提供しますが、提供した情報が本来の利用目的のとおり利用されているかをチェックすることは、北九州市側のシステムではできません。
- ただし、番号法では情報漏えい等に関して、既存の法律よりも重い罰則が定められており、目的外の利用を行わせない抑止効果の一つになると考えています。
- (情報政策室) 国の情報提供ネットワークや中間サーバを介した他都市からの照会については、マイポータルで自分の情報が誰に見られているかをチェックすることができるように、国で検討が進んでいると聞いています。これにより、お尋ねの件については、ある程度解決できるのではないかと思います。また具体的には詰められていないのが現状です。
- Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策について
- Ⅳ その他のリスク対策について
- (審査会委員) 43ページの「2. 従業者に対する教育・啓発」中の「具体的な方法」の〈北九州市における措置〉に、職員を対象に情報セキュリティ研修を行っているようですが、実施時間等、具体的にはどの程度のものを行っているのですか。
- (税制課) 情報政策室から内容について通知があるので、それに基づいて1～2時間程度行います。税務職員については、配属が決まった際に別途初任者研修を行っており、その中で情報セキュリティについて指導しています。
- (審査会委員) 「1. 監査」中の「②監査」の〈北九州市における措置〉に記載されている定期的な監査はどなたが行っているのですか。
- (税制課) 業務所管課部署にて定期的に行うこととしています。なお、現状の監査は外部の監査法人に依頼して行っています。
- (審査会委員) 監査法人はどのように選ばれているのですか。
- (情報政策室) 監査法人の選定は、所定の選定基準に基づいて行っており、今は見積り合せによって選定しています。
- (審査会委員) 入札ではないのですか。
- (情報政策室) 予定価格によって調達方法が決まります。現時点では、競争入札を要する価格ではありません。
- (審査会委員) 41ページの「7. 特定個人情報の保管・消去」中の「⑥技術的対策」の〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉に「コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威から～」という記述がありますが、中間サーバはインターネットにつながっているのですか。
- (税制課) 行政のネットワークを使用していますので、一般のインターネットとは違うものでつながっています。
- (審査会委員) それならば、ウイルスにはどうやって感染するのですか。

(情報政策室) USBメモリーの使用を一部許可しているのですが、その中に万が一ウイルスが混入していた場合に感染を防ぐために、パターンファイル等を常に最新のものにしていきます。直接インターネットにつながっていることはないのですが、何らかの要因で入り込む隙間がある可能性がありますので、それを防止するための措置を取っています。

(審査会委員) 情報の記録や照会に関してアクセスのログを取っているということですが、ログを取るだけでなく、誰かがおかしなアクセスをチェックしているのですか。

(情報政策室) 住基ネットについては、不正なアクセスがないかを定期的にチェックしています。それ以外のシステムでは、何かあった時に備えてログを取っていますが、数が膨大になるため、不正なアクセスがないかのチェックは現在のところ行われていないのが実情です。今後、国からガイドラインが示されれば、それに従ってチェックすることも検討したいと考えています。

(審査会委員) 中間サーバへの無線でのアクセスは可能ですか。

(情報政策室) 中間サーバへの無線アクセスは不可能です。

(審査会委員) 33ページの「3. 特定個人情報の使用」中の「事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容」に「庁内の他システムからアクセスできないよう、適切なアクセス制限を講じており」とありますが、これは例えば甲課では「A、B、C」というデータにしかアクセスできず、乙課では「X、Y、Z」というデータにしかアクセスできないという規定になっているということでしょうか。それをどうやって担保しているのですか。

(税制課) 配属された所属に応じて、ICカードに更新できる情報が設定されています。例えば門司区の税務課に配属されれば、門司区の情報しか更新できず、小倉南区の情報については見ることはできますが、更新することはできません。また、税務以外の所属に配属されれば、税情報にはアクセスできなくなるといったことで、アクセス制限を担保しています。

(審査会委員) 以上の審議でご意見が出尽くしたようですので、第三者点検についての答申の方向性は「全項目評価書の内容を適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載は保護評価指針に定める実施手続等に適合し、保護評価の目的等に照らし妥当である。」としてよろしいでしょうか。

ご異議がないのでこれで決定します。

以上で、地方税の賦課徴収事務の特定個人情報保護評価の第三者点検を終わります。